

## 平成28年度第1回亀岡市文化財保護委員会 会議録要旨

1 日時 平成28年7月8日(金) 午前10時00分～午前11時40分

2 場所 亀岡市役所 302・303会議室

### 3 出席委員

安藤	信策	委員
加藤	美智恵	委員
川端	秀昭	委員
嵯峨根	彰	委員
永光	寛	委員
長谷川	澄夫	委員
山下	ひろ子	委員

### 4 欠席委員

井本	伸廣	委員
鵜島	三壽	委員
豊田	知八	委員
深町	加津枝	委員
藤井	健三	委員

### 5 出席事務局職員

田中	教育長
河原	社会教育課長
土井	社会教育課文化財係長
中澤	社会教育課文化財係主任
齋藤	社会教育課文化財係主査
堀	社会教育課文化財係主事
飛鳥井	社会教育課文化財係主事
黒川	亀岡市文化資料館長
八木	亀岡市文化資料館主幹
樋口	亀岡市文化資料館文化財専門官

6 傍聴者 なし

### 7 議事の概要

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付

- (3) あいさつ 田中教育長
- (4) 委員自己紹介
- (5) 事務局職員紹介
- (6) 会長・副会長選出
  - ・会長 永光委員〔新規〕
  - ・副会長 加藤委員〔新規〕
- (7) 議事〔事務局から説明〕

◆平成28年度事業計画について

○ ①文化財係②文化資料館の順に事業計画について説明した。

○ 説明を受け、委員から次の質問・意見があった。

委員 埋蔵文化財発掘調査の調査員は、補充はされているのか？

事務局 今年度、埋蔵文化財担当の職員を採用した。嘱託職員は1名雇用している。

委員 埋蔵文化財発掘調査の現地説明会も場所によってはできない場合もあるだろうが、積極的にやっていくべきである。保護委員向けの説明会も検討して欲しい。少なくとも保護委員へは、現地説明会開催の案内をいただきたい。

事務局 現在の発掘調査現場では、お盆明けくらいから調査結果の見ごろになってくるかと思う。また、連絡させていただく。

委員 発掘調査の作業員をボランティアで受け入れることはできないのか？

事務局 発掘調査の作業員は、有償の雇用者として採用している。そのため、ボランティアを受け入れるとなれば、同じ作業場・同じ作業であるのに雇用者とボランティアの2種類が存在することとなり、その区別を設けるのは難しく、保険等の問題も出てくる。ボランティアの受け入れは、大変難しいと言える。また、発掘現場の作業員の募集は、原則、その調査を実施する地域に限っている。

委員 「千歳文化財事務所」「一の宮文化財収蔵庫」「大井文化財事務所」とあるが、これは、どういう違いがあるのか？

事務局 「事務所」と表記しているのは、そこでは、発掘調査で出土した遺物の整理作業を行うことを想定しているからである。

委員 整理作業場は、文化資料館も入るのではないか？

事務局 確かに小規模な整理作業は文化資料館で行っているが、整理員が数名で行うような大規模な作業は、事務所で行う。資料館で整理したものは、事務所や収蔵庫へ持っていく。

委員 大井文化財事務所はどこにあるのか？

事務局 大井町南金岐にある。かつての金岐浄化センターの跡地である。

委員 一の宮文化財収蔵庫と千歳文化財事務所は隣接しているのか？

事務局 隣接している。

委員 収蔵庫の状態も保護委員は知っておく必要があると思う。

◆文化財保護条例改正（案）について

○ 改正（案）について事務局から説明を行った。

- ・文化財保護法の改正に伴う条例の文言の追加や文化財指定の手続きの見直し等を行うために一部改正を行う。文化財の定義に「文化的景観」を追加し、また、文化財保護における市町村の責務、市民や所有者の心構えを新たな条文として明文化することで、協働で保存継承に努め、ふるさと力を高めていくものである。また、これまでは所有者等からの申請により文化財指定していたが、それに加えて、亀岡市が所有者等の同意を得て指定できるようにする。さらに亀岡市に存在する文化的景観及び伝統的建造物群で国又は府の選定を受けないもののうち重要なものを亀岡市選定文化財に選定できることや専門知識等を要する事項に関して、必要に応じて専門委員をおくことができるようにするものである。

○ 説明を受け、委員会から次の質問・意見があった。

委員 専門委員は、条例改正が施行すれば、すぐに対応できるのか？

事務局 今年度は、予算措置がない。よって、専門委員を実際に機能させるのは、平成 29 年度以降の予算措置ができてからになる。

○ 改正（案）について承認した。

◆その他

○ 次のとおり事務局から報告を行った。

- ・桜石が日本地質学会により京都府の石に選定されたことについて
- ・アユモドキと京都スタジアム（仮称）について説明
- ・篠窯業生産遺跡群の発掘調査について中間報告
- ・次回委員会の開催時期について

○ 報告を受け、委員からの意見

委員 桜石は天然記念物という文化財であることから、今後、桜石が“市の石”に指定されることで、採掘場所等が明らかとなり、盗掘などの危険性が高まることについては注意が必要である。

桜石を“市の石”に指定する上では、文化財としての保護措置を十分議論しておく必要がある。

(8) 閉会